

## Baycom TV契約約款

### 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「BAY」という）と、BAYが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

#### 第1条（サービス）

BAYは、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、BAYのサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。

##### Baycom TV（ベイコムテレビ）

放送事業者の行うテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

##### Baycom TVオプション（ベイコムテレビオプション）

BAYが前号の範囲外で行うサービスで、加入者が選択のうえBaycom TVに付加できるサービス

##### Baycom BSデジタル（ベイコムビーエスデジタル）

BAYが受信可能なBSデジタル放送をケーブルにより再送信するサービスでBaycom TVに付加できるサービス

##### Baycom BSデジタルオプション（ベイコムビーエスデジタルオプション）

BAYが前号の範囲外で行うサービスで、加入者が選択のうえBaycom BSデジタルに付加できるサービス

##### Baycom TVデジタル（ベイコムテレビデジタル）

放送事業者の行うテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

##### Baycom TVハイビジョン（ベイコムテレビハイビジョン）

放送事業者の行うテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

##### Baycom TVデジタルオプション（ベイコムテレビデジタルオプション）

BAYが前二号の範囲外で行うサービスで、加入者が選択のうえBaycom TVハイビジョンおよびBaycom TVデジタルに付加できる以下のサービス

- ・オプションチャンネル

Baycom TVハイビジョンおよびBaycom TVデジタルの視聴チャンネルに別途付加できる有料チャンネル

- ・楽録り（ラクトリ）

Baycom TVハイビジョンおよびBaycom TVデジタルのサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能付セットトップボックスを利用できるサービス

- ・DVD楽録り（ディーブイディーラクトリ）

Baycom TVハイビジョンおよびBaycom TVデジタルのサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能およびDVDへの録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス

その他前各号に付帯するサービス

#### 第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に

分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者とのケーブルテレビ施設利用契約の締結をした後、各世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）を契約の単位として加入契約を行うものとします。

### 第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者がBAY所定の加入申込書を提出し、BAYが承諾したときに成立するものとします。ただし以下の場合、BAYは加入の承諾を撤回することができます。

- （1）加入申込者が本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （2）本施設の構築が困難であると判断される場合
- （3）加入申込者が18歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- （4）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合

### 第4条（加入申し込みの撤回等）

加入者は、加入申し込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申し込みの撤回を行うことができます。（PPV視聴等は除きます。）

2 前項の規定による加入契約の申し込みの撤回は、前項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定により加入契約の申し込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申し込みの撤回をする意思をもって加入契約の申し込みを行った場合等、加入契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 加入者が加入契約の申し込みを撤回する場合、BAYは現状復旧に要する費用等を加入者に請求することができるものとします。

### 第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにBAY、加入者いずれからも何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。又最低利用期間は6ヶ月とし、利用期間は課金開始日より起算します。最低利用期間内に解約された場合は、残余の期間に対応する番組利用料に相当する額・違約金（消費税等相当額を含む）を一括して支払うものとします。

なお、集合共同引込の建物内での加入の場合、ケーブルテレビ施設利用契約が解約になったときには、第24条（解約）の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

### 第6条（加入契約金）

加入者は、BAYが別に定める料金表（以下「料金表」という。）により、加入契約金をBAYに支払うものとします。

2 加入契約金には、各放送事業者が別に定める加入料は含みません。

3 BAYが受領した加入契約金は、解約に際しても返戻しません。

4 前項の規定にかかわらず、BAYの責に帰すべき事由により加入契約で取り決めたサービスの開始予定日を3ヶ月以上経過しても当該サービスが開始されず、且つ、加入者から解約の申し出があった場合は、加入契約金を全額返戻します。

### 第7条（利用料）

加入者は、その契約内容に基づき、料金表に定める利用料を毎月BAYに支払うものとします。

2 BAYが毎月発行する番組案内誌の購読料は、Baycom TVハイビジョンおよびBaycom TVデジタル利用料には含まないものとします。

3 加入者が各放送事業者に支払うべきNHK受信料、視聴料、聴取料等は、この約款が規定する利用料の中には含まれません。

4 BAYは、BAYの責に帰すべき事由により加入者がすべてのサービスを月のうち継続して10日以上に亘り提供を受けられなかった場合には、当該月分の利用料を無料とします。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

5 社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により、BAYが利用料の改定をするときは、改定日の1ヶ月前までに加入者に通知します。この場合、加入者は、改定日の属する月分から改定後の利用料を支払うものとします。

6 Baycom TVとBaycom TVハイビジョンまたはBaycom TVデジタルを同時に契約する場合はBaycom TVハイビジョンまたはBaycom TVデジタルを主たる契約として利用料を算出するものとします。

7 Baycom TVデジタルとBaycom TVハイビジョンを同時に契約する場合はBaycom TVハイビジ

ョンを主たる契約として利用料を算出するものとします。

#### 第8条（工事負担金）

ＢＡＹは、放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設並びにホームターミナル又はセットトップボックス（楽録り、ＤＶＤ楽録りで貸与するものを含み、以下も同様とする。放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設並びにホームターミナル又はセットトップボックスを併せて以下「ＢＡＹ施設」という。）を設置し、加入者は、サービスの提供を受けるために必要な工事の費用を料金表に定めるところに従いＢＡＹに支払うものとします。また、引込線を敷設するために標準外の特別な工事が必要な場合、ＢＡＹは特別工事負担金の支払いを加入者に求めることができます。

2 加入者は、保安器の出力端子以降の施設（ホームターミナル又はセットトップボックスを除く。）及び引込線敷設のため特別に必要とする自営柱、地下埋設管等の施設（以下「加入者施設」という。）を設置し、これに要する費用及びホームターミナル又はセットトップボックスを設置する宅内工事の費用を負担するものとします。

3 工事の着手後完了前に加入契約の解除又はその工事の取消があった場合は、加入者は、既に着手した工事の部分について、ＢＡＹが別に算定した費用を負担するものとします。なお、集合共同引込のテレビ端子以前の施設については、ケーブルテレビ施設利用契約の定めに従うものとします。

#### 第9条（ホームターミナル又はセットトップボックスの貸与）

ＢＡＹは、加入者にホームターミナル又はセットトップボックスを貸与すると共に加入者が指定するテレビ受像機に接続します。

2 加入者が故意または過失によりホームターミナル又はセットトップボックスを毀損または滅失した場合には、その修理、補償に要する費用は加入者が負担するものとします。

3 加入者は、加入契約が解約されたときは、直ちにホームターミナル又はセットトップボックスをＢＡＹに返却しなければなりません。

4 ホームターミナル又はセットトップボックスを動作させるために必要な電力、リモコン用の乾電池等については、加入者が負担するものとします。

5 加入者は、ホームターミナル又はセットトップボックスの性能、機能が不完全である場合や、通常の使用上障害があると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、ホームターミナル又はセットトップボックスの交換の要求はできません。

6 楽録りまたはＤＶＤ楽録りを利用して録画・録音されたデータが消失した場合、ＢＡＹはこれにより生じた損害について原因の如何を問わずＢＡＹは一切の責任を負わないものとします。

7 楽録りまたはＤＶＤ楽録りを返却または交換した場合、加入者はハードディスク内の録画内容がすべて消失することを承認するものとします。

8 付属のＢＳデジタル放送用ＩＣカード（以下「Ｂ－ＣＡＳカード」という）およびデジタル専門チャンネル放送用ＩＣカード（以下「Ｃ－ＣＡＳカード」という）の取扱いについては、第26条の規定によるものとします。

9 加入者は、ＢＡＹが必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

10 デジタル放送は、ＢＡＹの指定するセットトップボックスが設置された場合のみご利用いただけます。

#### 第10条（料金の支払い方法）

加入者は、暦月に従って計算した毎月分の利用料を、翌月のＢＡＹが指定する日にＢＡＹの指定する方法により支払うものとします。

2 加入契約金は、加入契約の成立後、ＢＡＹが別途指定する日に支払うものとします。

3 工事負担金又は契約事項の変更等に伴って必要となる費用は、当該工事又は当該変更等の完了後、ＢＡＹが別途指定する日に支払うものとします。

4 加入者がＢＡＹに料金等を支払う場合においては、その支払額は、当該料金に消費税等相当額を加算した額とします。

#### 第11条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第12条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別

に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第13条（施設の設置）

BAYのサービスに必要な施設の設置、保守等の工事は、BAY所定の使用機器、工法によりすべてBAY又はBAYの指定する業者が行います。

2 BAYは、施設の設置、保守等の工事を行うため必要があるときは、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又これらが無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人がある時は、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

#### 第14条（施設の所有区分及び維持管理）

BAYはBAY施設を、加入者は加入者施設を、それぞれ所有し維持管理するものとします。

#### 第15条（加入者の遵守事項）

加入者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本来の用法によらない方法で、サービスを不正に受けたり、受けようとしなないこと
- (2) 引込線に線条その他の導体を連絡し、サービスを無断で受信しないこと、又は第三者にサービスを提供しないこと、並びに対価を受けて第三者に上演しないこと
- (3) BAYのサービスを複製し、その複製物を頒布しないこと
- (4) ホームターミナル又はセットトップボックスを転貸、譲渡、売却、質入れ等しないこと
- (5) ホームターミナル又はセットトップボックスの分解及び変更又は負荷部品を取り付けないこと
- (6) ホームターミナル又はセットトップボックスに貼付されたBAYの所有権の表示等を取り外さないこと
- (7) ホームターミナル並びにセットトップボックス及びテレビ受像機等を定められた場所から無断で移動、接続変更しないこと

#### 第16条（施設の故障等に伴う責任負担）

BAYは、加入者からサービスの受信について異常の申し出があったときは、これを調査し必要な処置を講じるものとします。ただし、異常の原因が加入者施設にある場合には、この限りではありません。

2 加入者は、サービスの受信に異常の生じている原因が加入者のテレビ受信機又は加入者施設の故障等にある場合には、修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者の故意又は過失によりBAY施設に故障が生じた場合は、この修復に要する費用は当該加入者が負担するものとします。

4 前二項に掲げる故障、破損、滅失等によりBAYが損害を被った場合、BAYは、当該加入者に対して賠償を求めることができます。

#### 第17条（サービスの中断・停止・変更）

BAYは、BAY施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがあります。

2 BAYは、天災事変、衛星の故障、番組供給会社の放映休止その他BAYの責に帰さない事由によりサービスの提供を停止することがあります。

3 BAYは、都合によりあらかじめ発表したサービスの内容を変更することがあります。

4 BAYは、本条の中断、停止又は変更による損害の賠償には応じません。

#### 第18条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ビデオデッキ、インターネットその他の方法によりBAYの提供する番組の複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他BAYが提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権および著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

2 BAYが「コピー禁止」「1回のみコピー可能」といった番組属性を付けて放送する場合、技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置若しくはプログラムを使用してこれらの番組を複製する行為を禁止します。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

#### 第19条（放送内容の変更）

ＢＡＹはやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

#### 第20条（サービス内容等の変更）

加入者は、加入申込書に記載したサービス内容その他の関連事項を変更する場合は、所定の方法によりＢＡＹに申し出るものとします。

2 前項の請求があったときは、ＢＡＹは、第3条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

#### 第21条（ホームターミナル又はセットトップボックス等の移転）

加入者は、次の場合に限り、移転を希望する日の10日前までに所定の方法によりＢＡＹに申し出たうえで、ＢＡＹの承諾を得てホームターミナル又はセットトップボックスを移転することができます。

（1）移転先が同一敷地内の場合

（2）移転先がＢＡＹのサービス区域内で、且つ、引き込み可能な最寄りのタップオフに余裕がある場合

2 ホームターミナル又はセットトップボックス等の移転に必要な費用は、加入者が負担するものとします。

#### 第22条（名義変更）

加入者の名義は、次の場合に変更できるものとします。

（1）加入者が転居する場合で、新入居者への名義変更に同意するとき（旧加入者の同意書を添付するものとします）

（2）個人たる加入者が死亡した場合で、当該加入者の相続人の名義に変更するとき

（3）法人たる加入者が合併又は組織変更により商号を変更するとき

2 前項の場合において、新加入者は、ＢＡＹに対し別に定める様式の加入者名義変更届を提出するものとします。

3 個人たる加入者が改姓・改名した場合及び法人たる加入者が単に商号を変更した場合においても前項の加入者変更届の提出を必要とします。

4 第1項及び第2項の場合において、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、ＢＡＹには一切迷惑をかけないものとします。

5 第1項の名義変更については、旧加入者が第3条各号に該当する場合は、ＢＡＹがこれを承認しないことがあります。

#### 第23条（加入者の希望によるサービスの一時停止及び再開）

加入者は、加入契約期間中であっても、ＢＡＹに対しサービスの提供の一時停止を文書で申し出ることができます。

この場合、ＢＡＹは、申し出のあった日の属する月の翌月分から、利用料を徴収しません。

2 前項の一時停止の期間は1年を限度とし、加入者は、この期間中、料金表に定める休止料をＢＡＹに毎月支払うものとします。

3 加入者は、第1項により一時停止されたサービスの提供の再開を文書で申し出ることができます。この場合、ＢＡＹは、申し出のあった日の属する月分から利用料の徴収を再開します。

#### 第24条（解約）

加入者は、加入契約を解約するときは解約を希望する日の10日前までに所定の方法によりＢＡＹに申し出るものとします。

2 解約の場合、加入者は利用料を解約日の属する月分まで支払うものとします。

3 解約の場合、ＢＡＹはサービスの提供を停止し、加入者はホームターミナル又はセットトップボックス、並びにＢ－ＣＡＳカード、Ｃ－ＣＡＳカードを解約後1ヶ月以内にＢＡＹに返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者はＢＡＹに対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとします。

4 加入者がＢＡＹに対してホームターミナル又はセットトップボックスの撤去工事を依頼した場合、加入者は料金表に定める撤去工事費を支払うものとします。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

5 解約の場合、ＢＡＹが設置した引込線を撤去します。引込線撤去後の地上波などの受信設備（アンテナ等）は加入者が用意するものとし、解約後の地上波などの受信についてＢＡＹは関知しないものとします。

#### 第25条（契約の解除）

ＢＡＹは、加入者が利用料を2カ月分滞納した場合及びこの約款に違反する行為があった場合は、何らの通知、催告なし

に加入者へのサービスの提供を停止し、又は加入契約の解除を行うことができます。

2 解除の際、加入者は、B A Yが契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金を支払う義務を負います。

3 電力・電話の無電柱化等、B A Y、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由によりB A Y施設の変更を余儀なくされ、かつB A Y施設の代替構築が困難な場合、B A Yは加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

4 加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払った放送事業者への加入料、視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、B A Yは何らの責任も負わないものとします。

#### 第26条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2 セットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードをB A Yより貸与されるものとし、セットトップボックスの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードをB A Yに返却するものとします。また、B A Yは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

3 C-CASカードはB A Yに帰属し、B A Yは加入者がB A Yの手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによるB A Yおよび第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分をB A Yに支払うものとします。

#### 第27条（加入者に係る情報の取扱い）

B A Yは地域メディアとしての社会的責務に鑑み、B A Y代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。また、お客様の個人情報に関する窓口業務をB A Yお客様センターで実施します。

2 B A Yがお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。

(1) サービスを開始、継続、または終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行

(2) お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付

(3) 電子メール、ダイレクトメールなどを通じた、B A Yが提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、B A Yの販売促進活動

(4) サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析

(5) 個人を識別できない開示用統計データの作成

上記以外の目的で利用する場合は事前にお客様の同意を得るものとします。

3 B A Yはお客様が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネルおよびインターネットサービスにお申し込みの場合は、お客様の個人情報をそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を金融機関に提供します。

4 B A Yは前三項および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

5 B A Yはお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。

(1) サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務

(2) 通信・ネットワークの設定、管理業務

(3) 番組ガイド・請求書・連絡文書などの配送業務

(4) ダイレクトメールなどの販売促進業務

(5) ヘルプデスク業務

(6) 料金督促業務

6 お客様からB A Yへの個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、B A Yのサービス提供ができない場合があります。

7 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などはB A Yお客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にてうけたまわっております。

## 第28条（国内法への準拠）

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等についてはBAY本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 第29条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、BAY、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## 第30条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

## 付則

- 1 BAYは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、2010年3月15日より実施します。（一部改訂）
- 3 この約款実施前に、旧シティウェブおおさか、旧阪神シティケーブル契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった利用料その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 5 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

## <クレジットカード支払いに関する特約>

- 1 加入者は、加入者が支払うべきBAYの工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者は、加入者からBAYに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、BAYが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でBAYが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、BAYに届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なくBAYにその旨を連絡するものとします。
- 4 BAYは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、BAYまたは加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

別表【料金表—Baycom TV】

項 目		金 額
加入契約金	引込線の1回線ごと	52500 円
引込工事負担金	引込工事を要する場合	実費(戸建住宅の標準 19950 円)
宅内工事費	ホームターミナル又はセットトップボックス設置工事費	実費
引込撤去工事費	引込撤去を要する場合	5250 円
撤去工事費	ホームターミナル又はセットトップボックス撤去工事費	5250 円
その他の工事費	標準外の引込工事など	実費

項 目		金 額
Baycom TV	ホームターミナル利用料	3675 円/月ホームターミナル 1 台につき
	ホームターミナル 2 台目以降	1680 円/月ホームターミナル 1 台につき
Baycom TVオプション	スター・チャンネル	1890 円/月ホームターミナル 1 台につき
	衛星劇場	1890 円/月ホームターミナル 1 台につき
	東映チャンネル	1575 円/月ホームターミナル 1 台につき
	レジャーチャンネル	1029 円/月ホームターミナル 1 台につき
	グリーンチャンネル	1260 円/月ホームターミナル 1 台につき
	プレイボーイチャンネル & チャンネル・ルビー	2625 円/月ホームターミナル 1 台につき
	レインボーチャンネル	2415 円/月ホームターミナル 1 台につき
Baycom TVBS デジタル	セットトップボックス利用料	485 円/月セットトップボックス 1 台につき
	セットトップボックス 2 台目以降	485 円/月セットトップボックス 1 台につき
Baycom TVデジタル※	セットトップボックス利用料	4160 円/月セットトップボックス 1 台につき
	セットトップボックス 2 台目以降	2070 円/月セットトップボックス 1 台につき
Baycom TV ハイビジョン※	セットトップボックス利用料	4760 円/月セットトップボックス 1 台につき
	セットトップボックス 2 台目以降	2670 円/月セットトップボックス 1 台につき
Baycom TV デジタル オプション	以下に定める	以下に定める
オプションチャンネル	チャンネルまたは番組ごと	別に定める
楽録り	ハードディスク付きセットトップボックス追加料金	1000 円/月ハードディスク付きセットトップボックス 1 台につき
DVD 楽録り	DVD 付きセットトップボックス追加料金	1760 円/月 DVD 付きセットトップボックス 1 台につき
諸手数料	休止料	735 円/月ホームターミナル 1 台につき
		1575 円/月セットトップボックス 1 台、 ハードディスク付きセットトップボックス 1 台につき
		2100 円/月 DVD 付きセットトップボックス 1 台につき
	ホームターミナル・セットトップボックス用リモコン	1 個につき 2100 円
	B-CAS カード再発行費用	1 枚につき 2000 円
	C-CAS カード再発行費用	1 枚につき 5250 円
	デジタルサービス番組表購読料	1 冊につき 100 円/月

※Baycom TVハイビジョン、Baycom TVデジタル利用料には番組ガイド購読料は含まれておりません。

項 目		金 額
弁済金	ホームターミナル紛失の場合	21000 円 1 台につき
	セットトップボックス紛失の場合	42000 円 1 台につき
	ハードディスク付きセットトップボックス紛失の場合	56700 円 1 台につき
	DVD 付きセットトップボックス紛失の場合	85050 円 1 台につき

(注1)料金表金額には消費税等相当額が含まれております。

(注2)料金表金額にはNHKの受信料、WOWOWの視聴料は含まれておりません。

(注3)オプションのうち、同一名で編成内容の異なる複数のチャンネルを有するものについては、BAYがそのうち1チャンネルを自主的に選択の上提供します。